

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第305号)

平成16年4月12日

横情審答申第305号

平成16年4月12日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年7月18日建宅指第204号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「宅造協議に基づく工事の一部完了検査済証の交付について（平成9年3月31日起案）及び添付図書中「造成計画平面図36」の開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「宅造協議に基づく工事の一部完了検査済証の交付について（平成9年3月31日起案）及び添付図書中 造成計画平面図36」を開示した決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別図区域の擁壁の完了検査（竣工検査）年度を示す書類（完了届12-18の区域に相当しているが、12-18の着工届＝荏田12工区（40）街区には「既設」とされているので12-18の工事には含まれていない）実際に完成したのは平成3年度であることは航空写真等で確認されています」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成13年6月20日付で行った「宅造協議に基づく工事の一部完了検査済証の交付について（平成9年3月31日起案）及び添付図書中 造成計画平面図36」（以下「本件申立文書」という。）の開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第10条第1項に該当するため全部を開示したものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成13年5月16日付開示請求書「1開示請求に係る行政文書の名称又は内容」の欄において、「別図区域の擁壁の完了検査（竣工検査）年度を示す書類」と記載しており、擁壁の検査年度を示す書類を請求したものであって、完了年度を示す書類は請求していない。
- (2) 申立人は、荏田12-18の着工届「荏田12工区（40）街区二次造成工事」の図面に「既設U型側溝」との記入があることから、「12-18」の着工届以前に当該擁壁が完成していると判断し、その完成年月日を示す文書の開示を要求している。しかしながら、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）第12条の規定に基づく工事完了の検査は、造成主の申請に基づき、宅地造成そのものの工事とこれに関連して行われる擁壁又は排水施設の設置等の工事全般について行うものであるが、完了検査申請に擁壁等の宅地の各構造物について事実上の完成年月日を示す書類が添付されるものではない。したがって、当該擁壁の完

成年月日を示す書類はない。

- (3) 申立人は、住宅・都市整備公団（現都市基盤整備公団、旧日本住宅公団。以下「公団」という。）港北開発局の平成8年11月付整地計画平面図（以下「整地計画平面図」という。）凡例欄に「横浜市完了検済H3.2.1」との記載があることから、宅地の完了検査済証は平成3年2月1日に交付されたとしている。

「横浜市完了検済H3.2.1」が宅造法に基づく宅地の工事完了検査なのかは明らかでないが、本件請求に係る擁壁の事実上の完成年月日を示す行政文書は存在しない。

4 申立人の意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 申立人が要求したものとは、全く別の文書をもって、「開示」とされている。

今回、申立人に開示された文書は、いわゆる「12-18」というものであるが、申立人は、開示請求書の中に「12-18」は申立人の要求するものではないこと（要求文書は「12-18」には含まれていないこと）を明記しており、その根拠を示すものとして、「荏田12-18」の着工届「荏田12工区（40）街区二次造成工事」の防災施設平面図及び整地計画平面図を担当局に提出している。同時に、口頭でも「12-18」は申立人の要求する文書ではないことを繰り返し説明している。

- (2) 防災施設平面図には、平成9年2月3日の時点で当該擁壁の天端のU字溝が「既設」と記入されている。このことは、擁壁は、当時、既に完成していたことを意味する（擁壁が完成しない限り、天端にU字溝をつけることはできない。）。

整地計画平面図は、当該擁壁を含む宅地の完了検査済証は平3.2.1に交付されたことを示している。

以上のことから、「12-18」以前に、当該擁壁及び二次造成工事は完了していたことが明らかである。この事実は、数々の航空写真でも確認されている。

- (3) さらに「12-18」の工事内容をみると、擁壁築造、道路等のいわゆる二次造成工事は全く含まれておらず、既設の擁壁、犬走り、道路等に対して防災工事（排水施設の追加等）が行われているのみである。

また、当該擁壁を含む区域の二次造成工事は「荏田12工区（9）街区二次造成工事」等と呼ばれ、これらの工事が、平成3年には終了していることは、道路検査済書、下水道施設工事完了検査済書（宅地指導課等から開示されたもの）により

明らかである。

以上のことから、開示された「荏田12-18」は、当該擁壁の完成を示すものではないので、改めて、当該擁壁の事実上の完成年月日を示す文書の開示を要求する。

- (4) 申立人の要求する文書は他に現存しているが、仮に「12-18」以外にはないとするならば、「不存在」と回答すべきである。にもかかわらず、わざわざ不要と明示されている「12-18」を開示する横浜市の対応は理解不能である。
- (5) 処分理由説明書の中で宅地指導課は一部完了検査済証（宅造法第12条に基づくもの）について繰り返し述べているが、申立人は、擁壁の事実上の完成年度を知りたい、「12-18」（宅造法第12条に基づく一部完了検査済証）は不要であると告げているのであるから、完了検査が宅造法第12条に基づくものか否かなど全く無関係な議論であり、単に問題を混乱させるだけである。要は擁壁や宅地の実質上の完了検査がいつ行われたかが請求趣旨である。

というのは港北ニュータウンにおいては、時として と の間には数年の差があり、今回請求区域についても、ある責任者から「あの区域の一部完了検査済証は「12-18」として出しているが、実際の二次造成工事は平成3年ごろに終わっているはず」と聞いて請求したものであり、この趣旨も宅地指導課には伝えている。

- (6) 「12-18」とは、宅造法第12条に基づく一部完了検査済証（及び工区）の呼び名であり、それ以外のものは意味しない。したがって、担当者にはこれだけで申立人が宅造法第12条に基づく完了検査を要求していないことはすぐに分かるはずである。にもかかわらず、「12-18」が開示された。開示決定通知書（建宅指第170号）には本来「一部完了検査済証「12-18」」と記入すべきところ、「一部完了検査済証（平成9年3月31日起案）」としか表現されていない。しかし、平成9年3月31日起案の完了検査済証は他にもあるので、これだけでは「12-18」を特定することはできず、表現として正確ではない。開示決定通知書から「12-18」ということばを消すためとしか思えない。

- (7) 横浜市は、申立人の請求は「擁壁の完了検査年度を示す書類であり、完了年度を示す書類ではない」と言っているが、「擁壁の完了検査年度」と「擁壁の完了年度」との差はいったいどこにあるのか。さらに申立人の請求が完了年度を示す書類ではないということが何故「12-18」の開示に結びつくのか、全く説明がなく、論理的にもつながらない。

- (8) 申立人は、整地計画平面図を宅地指導課に渡して、請求趣旨を説明しているが、

担当者はこの図面を見て擁壁が平成2年度に検査されたことを認めつつも、「これは宅地指導課の文書ではないので、当課としては「12-18」を出さざるをえない」という趣旨の答えをしている。それに対して、申立人は、事実上の完成年度を求めているのであり「12-18」ならば不要である、横浜市に対して請求をしているのであるから宅地指導課にあるものしか出せないという対応はおかしいと反論している。

(9) 宅造法第12条に基づく完了検査申請（完了届12-18）には擁壁の事実上の完成年月を示す文書は添付されていないことは知っている。だからこそ、申立人は「12-18」は不要」とくり返し伝えているのである。

(10) 整地計画平面図には、当該地区について「横浜市完了検査済 平成3年2月1日」とある。「完了検査済」という以上、横浜市が完了検査を実施したことが分かる（完了検査が何であれ、完了検査を実施してはじめて「完成」となる）。

(11) 最低でも、整地計画平面図を行政文書として開示していただきたい。申立人は、これまで何度も横浜市による口頭での説明を覆されて来た。そして今になり、その横浜市から「文書こそ全て」とも言われてもいる。そして、それらの文書に対してさえも、当時の説明とは正反対の説明が同じ横浜市からされてきたという苦い経験をしている。せめて行政文書としての開示を求める。

(12) 申立人は、港北ニュータウン課から「あの区域の完了検査済証は平成7年に「12-18」として出されているが、実際の二次造成工事は平成3年頃に終わっている」と最低3回は聞いており、実際にも、この説明と一致する文書が存在する以上、申立人は文書として裏付けたいのである。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン宅地造成工事について

港北ニュータウン事業は、公団施行の土地区画整理事業であり、宅地造成工事についても公団が施行している。

港北ニュータウン（第二地区）宅地造成工事は、宅造法に基づき昭和53年9月30日第52規1134号で横浜市と公団との間で協議が成立しており、横浜市は、この協議成立条件として擁壁工事等の工程に応じて中間検査を受けることを公団に義務付けている。

当該宅地造成工事は、宅地造成の対象区域が広範囲であることから、区域を複数の工区に分けて段階的に行われており、工区ごとの工事が完了した場合には、

横浜市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年7月横浜市規則第56号）第10条の規定に基づき工事の一部完了検査が行われている。

なお、港北ニュータウン宅地造成工事については、平成9年3月にすべて完了している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、港北ニュータウン宅地造成工事の「12-18」一部完了検査済証の交付を決定する際に作成された決裁文書のうち、起案用紙、宅地造成に関する工事の一部完了検査済証（案）（以下「文書1」という。）及び港北第二地区現況計画重図（以下「文書2」という。）である。

文書1は、横浜市長から公団港北開発局長あてに交付する宅地造成に関する工事の一部完了検査済証の案文であり、工事をした土地の所在及び地番、工事一部完了検査年月日等が記録されている。

文書2は、開示請求書の別図に示された擁壁（以下「本件擁壁」という。）付近の現況の地形図に計画の区画割を表示した図面で、本件擁壁部分が太線で囲まれている。

(3) 本件申立文書の特定について

ア 実施機関は、申立人が開示請求書に「別図区域の擁壁の完了検査（竣工検査）年度を示す書類」と記載しているため、本件擁壁を含む工事完了検査工区（以下「工区」という。）「12-18」の宅造法に基づく工事完了検査の記録である本件申立文書を開示している。

当該工区に本件擁壁が含まれていることは、文書2等で確認できるため、本件申立文書は本件擁壁の一部完了検査年月日を示す文書であると認められる。

イ しかしながら、申立人は、「12-18」は申立人の要求するものではないことを開示請求書に明記しており、また、口頭でも実施機関に請求の趣旨を伝え、「12-18」は不要であることを繰り返し説明していると主張している。

ウ 確かに、開示請求書には、「別図区域の擁壁の完了検査（竣工検査）年度を示す書類（完了届12-18の区域に相当しているが、12-18の着工届＝荏田12工区(40)街区には「既設」とされているので12-18の工事には含まれていない）実際に完成したのは平成3年度であることは航空写真等で確認されています」と記載されている。

申立人は、この記載をもって「12-18」は要求するものではないと明記したと主張しているが、「12-18の工事には含まれていない」との表現では、本件請求

においては「12-18」関係文書は不要であることを表したものであるのか、あるいは、申立人が本件擁壁の造成工事が「12-18」の工事に含まれていないと考えていることを記載したものにすぎないのか、申立人の意図が明らかではない。

エ したがって、「12-18」関係文書は不要ということが開示請求書からは明確ではないので、実施機関が本件請求に対し、「12-18」関係文書である本件申立文書を開示したことは、不合理であるとは言えない。

オ しかし、申立人は、申立人が要求しているものは、「12-18」関係文書ではなく、本件擁壁の構造物の事実上完成した年度を示す文書であると主張している。そこで、当審査会では、本件擁壁の構造物の事実上完成した年度を示す文書の存否について検討を行うこととし、平成14年11月22日及び平成16年2月19日に実施機関から事情聴取を行った。その内容は、次のとおりであった。

(ア) 公団が横浜市に完了検査申請する際には、宅地の構造物の完成年月日を示す書類が添付されるものではないので、本件擁壁の完成年月日を示す書類は存在しない。「12-18」一部完了検査済証では、「12-18」工区全体が平成9年3月11日に一部完了検査を受けたことが記録されているが、個別の擁壁の完成年度を示す記録はない。

(イ) 一部完了検査の実施日と実際に構造物等が完成した日が異なることはありうるが、実際に構造物等が完成した日の記録は残されていない。

(ウ) 整地計画平面図は、都市計画局に保存されていた文書である。本件擁壁の一部が「横浜市完了検査済H3.2.1」と記載されているが、これは、宅造法に基づく手続ではなく、現場で部分的に処理したことを記した資料であると思われる。したがって、現時点ではこの記載に係る文書は保存されていない。

カ 当審査会では、実施機関のこのような説明について検討するため、「12-18」一部完了検査済証交付の決定伺の見分を行った。その結果、当該伺には、文書1に一部完了検査を受けた年月日は記載されているが、中間検査、完了確認等の記録は記載されておらず、本件擁壁の構造物が実際に完成した年度を示す記録は含まれていないと認められた。

キ また、整地計画平面図に記載されている「横浜市完了検査済H3.2.1」が実施機関が主張するように宅造法に基づく手続を表したものであることを確認するため、平成3年2月1日に行われた宅造法に基づく一部完了検査について

調査を行った。

ク 港北ニュータウン第二地区の宅造検査申請範囲図を見分したところ、そこに記載されている各工区の検査年月日の一覧表には、5つの工区の検査年月日が平成3年2月1日と記録されていた。これらの工区の区域を一部完了検査済証交付決定同等で確認したが、本件擁壁を含んでいるものは存在しなかった。したがって、整地計画平面図の記載内容に合致する一部完了検査済証は存在しないことから、整地計画平面図の記載が宅造法に基づく手続を表したものではないとする実施機関の説明に不合理な点は認められなかった。

ケ しかしながら、申立人は、宅造法に基づく完了検査について求めているのではないと主張しており、また、整地計画平面図の記載内容の当否はともかく、外形的には本件擁壁の一部が平成3年2月1日までに検査を受けていたと判断できることから、整地計画平面図自体が本件請求の対象文書に含まれると認められる。

コ このように、整地計画平面図を本件請求の対象文書として特定すべきであると判断されるが、当審査会で調査したところ、別の開示請求において、整地計画平面図は、申立人に対し平成15年2月17日に都市計画局北部開発課から開示されていることが認められた。したがって、本件請求の対象行政文書である整地計画平面図は、既に申立人に開示されており、本件においては改めて同一の文書を開示する必要性は認められない。

サ このほかに、申立人が求める文書が存在すると推認させるような事情は認められず、当審査会としては、個別の擁壁の完成年月日を示す文書は存在しないとする実施機関の主張に対し、特段不合理な点を認めることはできなかった。

(4) 開示決定通知書の記載内容について

申立人は、開示決定通知書の行政文書名に「一部完了検査済証「12-18」」と明記すべきところを意図的に「12-18」という言葉を消したと主張している。

当審査会が実施機関に確認したところ、「12-18」と記載しなかった理由は不明であるが、平成9年3月31日交付の一部完了検査済証は複数あるので、「12-18」と明記すべきであったとの説明であった。

本件開示決定通知書の行政文書名については、申立人が主張するように意図的に言葉を消したものであるのかは確認できないが、少なくとも「12-18」と明記すべきであったと考えられる。今後、このような記載漏れがないよう、実施機関は、開示決定

通知書の作成に当たっては正確に記載するよう努めるべきである。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件請求に対し、本件申立文書を開示した決定は、結論において妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年7月18日	・ 諮問書及び処分理由説明書を受理
平成14年7月26日 (第274回審査会)	・ 諮問の報告
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成14年10月18日 (第1回第二部会)	・ 審議
平成14年11月8日 (第2回第二部会)	・ 審議
平成14年11月13日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成14年11月22日 (第3回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成14年12月25日 (第4回第二部会)	・ 審議
平成15年10月21日	・ 異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成16年1月30日 (第28回第二部会)	・ 審議
平成16年2月19日 (第29回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成16年2月26日 (第30回第二部会)	・ 審議
平成16年3月12日 (第31回第二部会)	・ 審議
平成16年3月23日 (第32回第二部会)	・ 審議